

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 備 二 発 第121号
佐 本 広 発 第58号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	5年(令和11年3月31日まで)
災害対策係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

災害発生時における広報体制の更なる強化について（通達）

本県警察においては、「災害発生時における現場広報の強化について（通達）」（平成30年9月27日付け佐本備二発第262号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、警察活動に関する広報を着実に推進しているところである。

しかしながら、近年の災害に対する国民の関心の高まり等を鑑みると、災害現場における広報（以下「現場広報」という。）をより一層積極的かつ効果的に行う必要性が認められる。

そこで、下記のとおり、現場広報班等を編成及び運用するなどして、災害警備活動に関する広報体制の更なる強化を図ることとしたので、災害発生時における積極的な広報を推進されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 趣旨

災害が発生した場合において、災害現場で専従して広報を行う班を編成し、災害現場における救出救助活動や捜索活動の実施状況等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行うことにより、被災地の住民への安心感の付与並びに災害警備活動に関する周知及び国民からの理解と協力の確保に努める。

2 用語の定義

- (1) 被災地警察
被災地を管轄する都道府県警察をいう。
- (2) 被災地警察署
被災地を管轄する警察署をいう。
- (3) 派遣部隊等
被災地警察に派遣する警備部隊等をいう。
- (4) 現場広報班
佐賀県内での災害発生時において、災害現場で専従して広報を行う班をいう。
- (5) 帯同現場広報班
他の都道府県での災害発生時において、派遣部隊等に帯同し、被災地警察の災害現場で専従して広報を行う班をいう。

3 現場広報班等の編成等

(1) 編成

ア 現場広報班の編成

災害警備本部等の発令権者は、佐賀県内での災害の発生に際し、被害状況、警備部隊等の規模、予想される警察措置等に照らして、現場広報の必要性が認められる場合は、次に掲げるとおり、現場広報班長及び現場広報班員を指名し、現場広報班を編成の上、被災地警察署に派遣する。

(ア) 現場広報班長

広報官、広報県民課課長補佐又は警備第一課課長補佐のうち1人をもって充てる。

(イ) 現場広報班員

広報県民課、警備第一課、機動隊又は被災地を管轄する警察署の職員から必要数をもって充てる。

イ 帯同現場広報班の編成

災害警備本部等の発令権者は、他の都道府県での災害発生時において、被災地の被害状況、派遣部隊等の規模、予想される警察措置等に照らし、現場広報の必要性が認められる場合は、次に掲げるとおり、帯同現場広報班長及び帯同現場広報班員を指名し、帯同現場広報班を編成の上、当該派遣部隊等に帯同させて被災地警察に派遣する。

(ア) 帯同現場広報班長

広報官、広報県民課課長補佐又は警備第一課課長補佐のうち1人をもって充てる。

(イ) 帯同現場広報班員

広報県民課、警備第一課又は機動隊の職員から必要数をもって充てる。

ウ 被害が広範囲にわたる場合等の編成

被害が広範囲にわたる場合等は必要に応じて、複数の現場広報班又は帯同現場広報班（以下、「現場広報班等」という。）を編成する。

(2) 任務

現場広報班等は、災害現場において、被災地警察に設置された災害警備本部等の指示を受け、相互に緊密な連絡を取りつつ、警備部隊、被災地警察署、機動警察通信隊等との連携を確保した上で、次の事項を行う。

ア 被災地で取材する報道機関の要望の把握

イ 広報素材の収集

ウ 報道機関に対する広報素材の提供

エ 被災地における取材、会見等への対応

オ その他災害警備活動の広報に関して必要な事項

(3) 運用

現場広報班等は、災害現場における広報に当たり、事前に実施の日時、場所、内容、方法等に関し、被災地警察に設置された災害警備本部等に対して報告を実施するとともに、同本部等から具体的な調整及び実施時の留意事項を含めた必要な指示を受けること。

4 災害警備活動に関する広報実施上の留意事項

(1) 組織的な対応及び情報管理の徹底

災害による被害が甚大である場合等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効

果的に行うことが困難となることが認められるときは、上記3(1)アに掲げる所属以外の所属についても、必要な範囲で支援を行うなど、組織的な対応に努めること。

また、人的被害の数に関する情報については、県が一元的に集約及び調整を行うこととされていることに留意し、人的被害の数やその具体的内容、被災者の個人情報やプライバシーに係る内容、以後の警察活動への支障を及ぼすおそれのある警備体制に関する内容等、組織的管理が必要と認められる情報については、現場広報班等による広報は行わず、災害警備本部等において一元的な管理を徹底し、広報の可否の判断を含め、慎重かつ適切に対応すること。

(2) 関係所属等の幹部の措置

ア 連携の確保と円滑な実施

広報県民課、警備第二課及び機動隊の幹部並びに被災地警察署広報担当責任者（以下「関係所属等の幹部」という。）は、効果的な広報の実施に必要な事項等に関して、相互に確認し、情報の共有化を図るなど、緊密な連携を確保するとともに、災害警備活動に関する広報が円滑に実施されるよう、報道関係者との良好な関係の構築に努めること。

なお、関係所属等の幹部は、機動警察通信隊の幹部とも緊密な連携を確保すること。

イ 現場広報の重要性等に関する教養の徹底

関係所属等の幹部は、警備部隊員等として災害警備活動に従事することが想定される警察職員に対し、教養等を通じて現場広報等の趣旨、重要性、留意事項等について平素より周知徹底を図ること。

(3) 効果的広報素材の収集及び提供

現場広報班等は、広報素材の収集及び報道機関への提供に当たり、機動警察通信隊等が撮影した映像及び保有する機材を積極的に活用するなど、効果的な実施に向けた方策を工夫・検討すること。

特に災害に伴う立入規制や交通規制等により、報道関係者が被災地や被災地域へアクセスすることが困難なため、救出救助活動等の状況を報道関係者が取材できずに、現場広報班等が撮影した映像のみしかない場合等には、報道機関へ広報素材として、同撮影映像の積極的な提供を検討すること。

(4) 報道関係者の部隊帯同の検討

現場広報に当たっては、現場広報の趣旨に鑑み、報道機関の要望を踏まえ、報道カメラマン等の同行取材を行わせるなど、災害現場における報道関係者の部隊帯同を積極的に検討すること。ただし、部隊帯同に際しては、報道関係者に対して現場での活動には危険が伴うことから安全の範囲内で行動すること及び安全管理については報道各社の責任において行うこと等を説明し、事故防止に配慮すること。

(5) 警察庁との緊密な連携の確保

現場広報は、広く国民の注目を集め、時間的にも切迫した状況下で行われるなどの特殊性を有することから、災害警備本部等は、警察庁関係部局との緊密な連携の確保に配慮した上で、特に、人的被害関連情報や反響が大きいと思料される案件等に関する広報については、事前の報告、調整、結果の報告等を確実に実施すること。

また、大規模災害の発生時には、警察庁においても災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に推進する必要があることから、各派遣部隊等において、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ：ポリストリプルアイ）の画像収集機能（「災害カメラ」アプリ）及び映像伝送機能（「映像伝送」アプリ）を活用するなどして、自

部隊の活動状況に係る画像・映像を警察庁に提供することについても配慮すること。

なお、映像伝送機能（「映像伝送」アプリ）を利用して警察庁に映像を提供するには、大規模災害発生時における高度警察情報通信基盤システムを活用した映像等伝達要領（「大規模災害発生時における高度警察情報通信基盤システムを活用した映像等伝達要領の改正について（通達）」（令和４年５月１３日付け佐本通発第１０４号ほか）別添）第３に基づき、警備第二課及び交通規制課の動態管理装置の利用者において、必要な映像の視聴権限設定を行う必要があることに留意すること。